

NPO 法人八王子市民活動協議会 長期（10ヶ年）構想

I. 基本構想（計画の趣旨）

この構想は、当協議会がグローバルな時代のうねりを読み取り、少子・高齢化による人口構造の変化、地方主権化の推進に伴う自治行政の改革、「新しい公」の出現による住民サービスの在り方等の変化を勘案しながら、中間支援組織としてこれから未来に向けての地域づくりや住民サービス活動を行うに当たり、諸々の市民活動団体に対して、市民や行政の協力を得ながら、どのような支援活動を行うべきか、その為の行動指針として定めたものであります。すなわち時代に即応した市民活動全般のより一層の活性化支援、更に地域住民が豊かで安心して暮らせる「まちづくり」に貢献する為の未来に向けての行動指針として定めたものであります。

II. 基本（10ヶ年）計画

地域主権の推進と新しい公共の出現に伴い10年先のNPO活動を想定する時、従来の公共領域に、「市民原理・市場原理」の導入が促進され、市民が、「参加・参画・協働」して来た公共サービス領域も、行政の市民サービス活動に対する「助成・補助・協働」の在り方も変化して行かざるを得ないであろうと思われれます。こうした日々変化する混迷の時代の将来を見通した計画を想定することは困難ですが、せめて進むべき方向を示す「羅針盤」をつけ、少しでも「先の見える明かり」を灯して前進すべく、また混迷の時代を力強く生き抜いて地域社会貢献活動をするNPOの未来像を念頭に置き、中間組織としての支援活動のあり方を考察し、以下のような3つの事業部門と、1つの内部組織部門の4つの柱を軸とした基本計画を構築しました。

◎ 事業部門

第1部門 受託事業の効果的運営と拡充

第2部門 新しい公共の理念に基づく「協働事業」の開拓

第3部門 自主・独自事業の開発、促進

◎ 管理・組織部門

第4部門 組織体制の充実・強化

I 事業部門の構想

第1部門 受託事業の効果的運営と拡充

中間支援組織の運営資金源の多くは、行政からの業務受託金とされており、これからも積極的にサービス業務の受託に取り組みねばならない。

1 支援センターの管理の充実と効果的運営の拡充

すでに作成済の「支援センター10ヶ年計画」を効果的に推進していきます。

2 新たな「指定管理業務」の開拓提言と受託

新しい公共に基づく公的サービス領域拡大に着眼し、新規事業を受託する方向で、新サービス事業の開拓、創設に努めます。

+この場合、活動基盤の整備、市民意識の啓発、人材育成といった支援事業は自ら受託し、各 NPO の行う事業は、各 NPO が受託することを支援する。場合によっては、各 NPO との共同受託も考量します。

第2部門 新しい公共の理念に基づく「協働事業」の開拓

新しい公共の理念を受け、自ら支援事業に関係する協働事業に取り組むとともに、活動分野毎に協働事業に取り組む NPO を支援します。

1 行政との協働

(1) ゆめおりファンドの充実、拡大

- ① もの＝現在実施中の施策を充実し、更に拡大を図りながら発展的に実施していきます。
- ② ひと＝各 NPO 団体からの要請に基づく人財の個別育成、並びに育成講習を実施する、と共に育成した人財のコーディネートを行います。
- ③ かね＝将来的には財政面からの支援策を設置しなければならず、そのための準備態勢に取り組みます。

(イ) 寄付金制度の法改正に伴う対応

早期に認定 NPO の資格取得に向け、法改正の動向を研究し、新法の求める認定条件の整備に取り組めます。また条例認定 NPO 法人の制度やふるさと寄付金制度等についても研究を重ね、何時でも対応できる体制作りを行います。

(ロ) 寄付金集めの地盤作り

- a 賛助会員を寄付会員として位置づけ会員拡大対策に取り組めます
- b チャリティイベントの企画、実施
- c 「企業、財団」からの助成金獲得
- d 行政からの「助成金・補助金・委託事業収入」等の獲得

(2) NPO と行政との協働事業の取り組みを支援します

2 企業や他団体との協働

- ① 商工会議所と協働して、NPO と企業の事業協働をコーディネートする体制を作ります。
- ② 町内会・自治会・老人会等と協働して地域サービス事業に取り組む体制を作ります。

第3部門 自主・独自事業の開発・促進

他者の自発的な資金提供に頼っているだけでは、経営基盤は安定しません。NPO の活動を支援する中間組織として、継続的な発展を願い、未来に向けて存在意義を在らしめる為には、自ら事業活動を行い経営資金を計画的に生み出さなければなりません。

将来的には、自立的事業を開始しなければならず、その為にはまず NPO 活動の本来業務並びに法第 6 条に規定される[その他業務]（共益事業・収益事業）について研鑽し 以下の事業から着手し、その実現を目指して努力します。

1 既存の「事業・イベント」の充実・継続

「①オトパ、②いちょう祭り、③NPO 八王子会議、④井戸端会議、⑤サイエンスフェスタへの協力」等のイベントは、より充実させ、継続して実施します。

2 NPO 支援の為の新事業開拓の取り組み

(1) NPO 経営サポート情報部(仮称)の創設

現代は情報化時代、情報を抜きにした経営は成り立ちません。NPO に関するあらゆる情報を収集し、整理分析して支援に役立つように分類、編纂して、提供、発信することにより、中間支援組織の任務でもある情報の面からの支援活動を行います。

(2) 情報収集のため以下の事業を行う

① NPO・市民団体の実態調査を毎年実施

年度ごとに NPO の抱える問題、現状や課題等の推移、変遷の把握と協議会に対する支援要望を聞き出し、出来る限りの支援策を検討し支援に取り組みます。

② 市民活動チャリティフェスティバルの開催

チャリティフェスティバルを開催し、各団体の活動実態を把握すると共に、各団体の活動を市民に PR し、合わせてチャリティー即売会等による資金作りを自ら行なったり、各団体への支援も行ないます。

③ NPO に関する情報の収集

「国・都・市」から継続的に NPO に関する情報（法・条例の改正、助成金・補助金、NPO の登録・取消・解散、分野別の認証不認証等）の「集計・統計」資料等を定期的に収集し、編纂して活用します。

(3) 情報力を強化し、暫時、以下の事業を行う

① 八王子 NPO 白書の発刊

NPO 白書編纂の準備体制を進め、3年後（26年度）を目途に、例え簡単な白書であっても生きて役に立つ NPO 白書として、発刊にこぎつけます。白書は、八王子市民活動団体の地域貢献活動の様子、動向等を全顧客（一般市民・市民活動団体・行政・議会・会員）が把握し活用できる資誌として、また全顧客に正しく市民活動団体の活動を認識して頂く為の PR 誌として、発刊します。

② 協議会記念誌（10 周年、20 周年）の編纂・作成・発刊

③ NPO 情報相談所の開設

将来的には、NPO に関するすべての情報は、協議会が持っている、という状態にまで情報力を強化し、「起業の為の情報・事業企画の為の情報・経営運営の為のマネジメント情報・会の組織再生の為の情報・市場獲得の為のマーケティング情報」などの情報相談にあたり、個別支援を実施し、頼りになる支援団体を目指します。

3 その他事業（共益事業・収益事業）開拓の取組

(1) 事業開拓研究推進部（仮称）の設置

継続的・計画的に資金調達を目指す新規事業の開拓は、一朝一夕には達成できません。その為には NPO の事業に対する専門性を高め事業開拓の専門部門を設置し、常時事業開拓の研究に取り組みなければなりません。先ず第一関門突破のためにも担当部門の設置が必要であります。

(2) 新事業部の事業収入の開拓

- ① 指定管理者事業に該当する事業の開拓、提案を行い、自ら受託する、と共に各分野の NPO が受託する事業の場合は、コーディネート致します。
- ② 本来的な自主事業を展開する場合は、中間支援組織として他の分野の NPO の事業領域を侵すことなく開拓を展開するには、どのような事業を、どのような方法で開拓を進めるか、実施可能性を研究し事業化にこぎ着けます。
- ③ その他事業（収益事業）の開拓

NPO 法人は、特定された非営利活動を行うことを目的とするものですが、法第5条2項において、特定非営利事業に係る事業に支障がない限り、特定非営利事業に係る事業以外の事業（その他事業）を行うことができると規定し、共益事業や収益事業を行うことを、どの NPO にも認めています。こうした事業の開発を研究し、自主事業による財政基盤の強化を図ります。

II 管理組織部門

第4部門 組織体制の充実・強化

NPO 活動を支援する中間支援組織として、先ず自らの組織充実と体力強化を図らなければなりません。

1 会員数の増加対策

- ① 正会員の増加と活動参加の対策案を練り、組織の活性化を図ります。
- ② 賛助会員の増加対策

夢のある政策や期待される支援活動の面から会の魅力を高め、会の活動に賛同する会員数の増加・拡大を図り、認定 NPO 法人の認定条件も勘案しながら、賛助会員を会を金銭的な面から支えてくれる寄付会員として位置づけ、より多くの賛助会員を集める為の対策を行います。

2 事務局体制の充実・強化

- ① 事務担当職員の増加＝常勤職員の配置、パート職員の採用
- ② 組織内人材の育成と協力会員の活用
 - a 会員のレベルアップ講習を実施し、「知的・活動的」な人材の育成と活用を図ります。
 - b 協力会員の技能を把握し、あらゆる活動に適宜協力依頼し、参加・活動して頂けるようにシステム化します。
- ③ 事務所の開 協議会の活動をよりスムーズに運営していく為に、早期に専用の事務所の開設を目指します。

以上